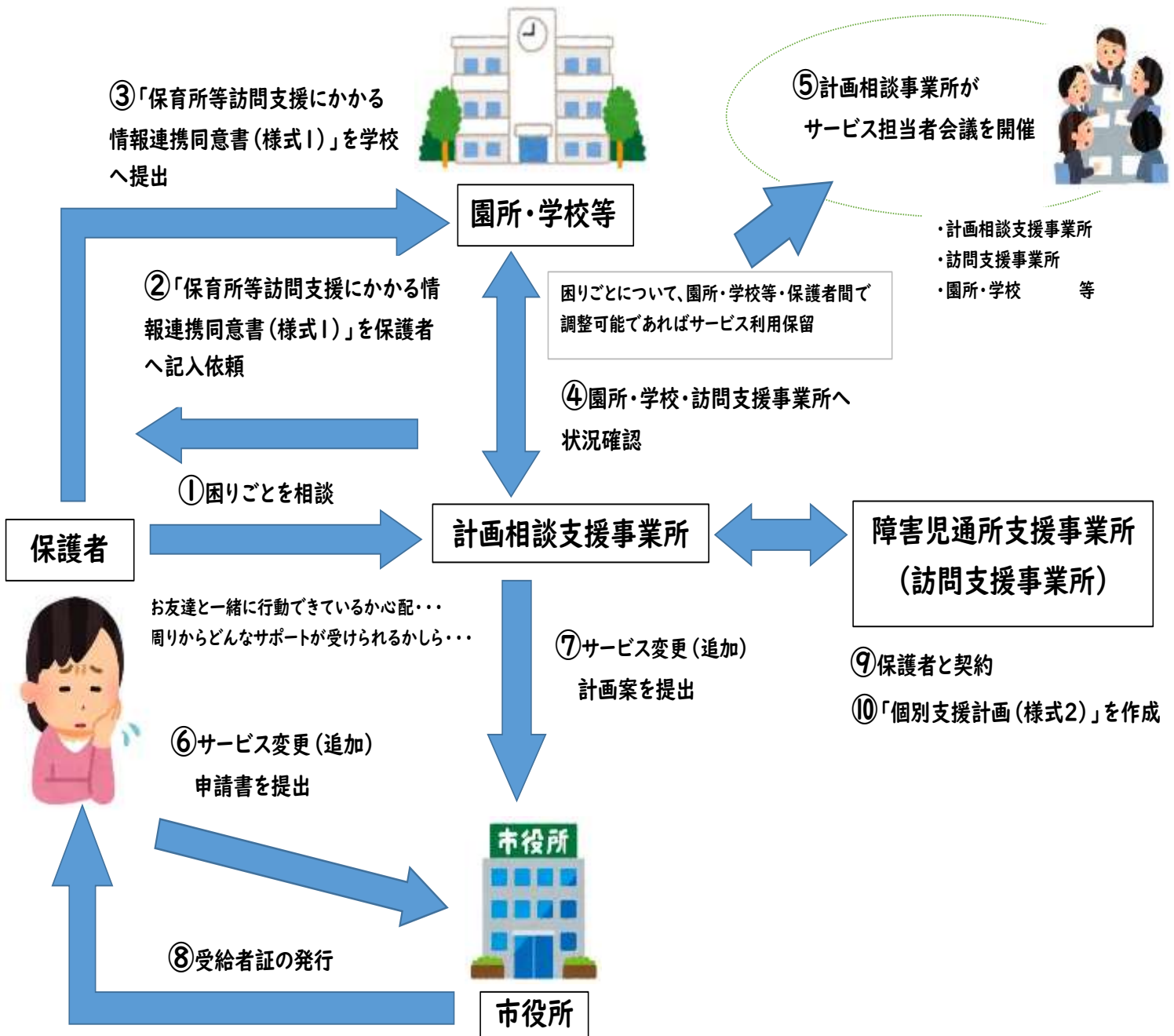


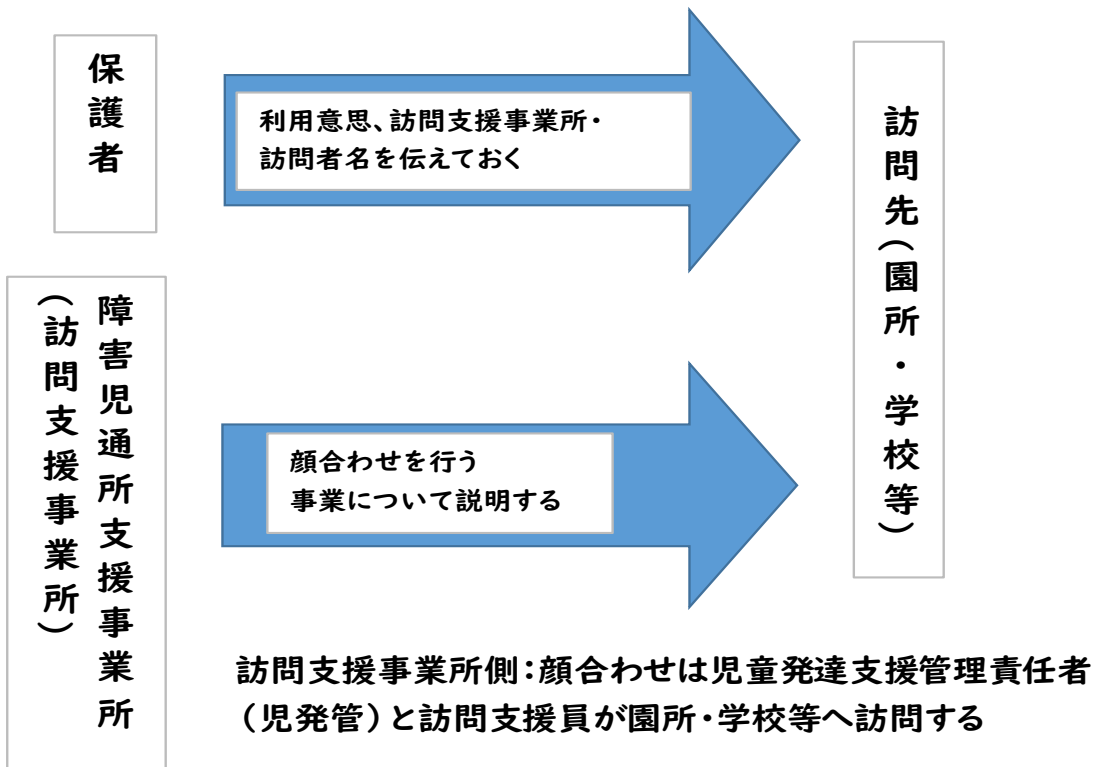
★保育所等訪問支援の流れ

◎保育所等訪問支援サービス支給決定まで

※児童発達支援又は放課後等デイサービスを現在利用している子どもを想定しています



◎初回連絡時、年度初め



◎訪問実施の流れ(随時)

(1) 訪問依頼

- ①訪問支援事業所→園所・学校等に「園所・学校等訪問について(依頼)(様式3)」を提出する
- ②園所・学校担当者→訪問支援事業所に日程を報告する

(2) 訪問支援

(3) 事後報告

- ・訪問支援事業所→学校、保護者へ行う(形態は実情に応じて)支援の継続の有無について検討する

(4) その他

- ・訪問支援事業所→保護者、園所・学校等へ「報告書(様式4)」を訪問後1か月以内に提出する
- ・「個別支援計画(様式2)」は6か月毎に「評価」「目標振り返り」を記入し、「目標振り返り」については、関係者と検討し、次回の個別支援計画の作成に反映させる
- ・計画相談支援事業所→モニタリングで保育所等訪問支援の必要性を判断し、計画案に反映させる